

栃木県公報

平成30(2018)年 8月3日(金) 第3009号

日	
○指定管理者の指定に係る変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	641
○生活保護法による指定医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	641
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	642
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	643
公告	
○事後調査報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	643
○土地改良区役員の就任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	644
○宅地建物取引業者の所在の申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	644

告示

栃木県告示第411号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年8月3日

栃木県知事 福 田 富 一

施設の名称	指定管理者の名称	変更事項	変更前	変更後	変 更 の 年 月 日
栃木県なかがわ 水遊園	公益財団法人栃木 県農業振興公社	指定管理者の 代表者の氏名	代表理事 南 斉 好 伸	代表理事 和 田 浩 幸	平 成 30 (2018) 年 7月1日
とちぎ花セン ター	公益財団法人栃木 県農業振興公社	指定管理者の 代表者の氏名	代表理事 南 斉 好 伸	代表理事 和 田 浩 幸	平 成 30 (2018) 年 7月1日

(行政改革推進室)

栃木県告示第412号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年8月3日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指	定 年	月	日	名	称	所	在	地
平成3	0 (2018)	年7月	1日	クレア心療内科医院		下野市医大前3	- 2 -15	
平成3	0 (2018)	年6月	1日	那須あいクリニック		那須塩原市沓掛	3 丁目125	番地 2
平成3	0 (2018)	年6月	1日	ピノキオファーマシー	- ズ鹿沼久保店	鹿沼市久保町16	518-7	
平成3	0 (2018)	年6月	1日	ピノキオファーマシー	- ズ鹿沼西店	鹿沼市西沢町47	70	
平成3	0 (2018)	年6月	1日	ピノキオファーマシー	- ズ東間々田店	小山市東間々田	2 -36-1	
平成3	0 (2018)	年6月	1日	ピノキオファーマシー	- ズ那須店	大田原市町島水	に口前1095-	- 1
平成3	0 (2018)	年6月	1日	ピノキオファーマシー	- ズ市貝赤羽店	芳賀郡市貝町赤	初2658-22	2
平成3	0 (2018)	年6月	1日	ピノキオファーマシー	- ズ高根沢店	塩谷郡高根沢町	光陽台 5	丁目7番3号
平成3	0 (2018)	年6月	1日	ピノキオファーマシー	- ズ宝石台店	塩谷郡高根沢町	宝石台2	丁目5番2号

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定 訪 問	看護事業者等	訪問看護ステーション等			
1日化十月日	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
平 成 30 (2018) 年 5月1日	医療法人社団弘徳 那須塩原市豊浦10-70 会		訪問看護ステー ション那須	那須塩原市豊浦10-706		
平 成 28 (2016) 年 6月1日	yoboiryo株式会社	宇都宮市平松本町354番地13	WADEWADE訪 問看護ステーショ ン下野	下野市文教 1-20-1 メゾン大島 B 102		

栃木県告示第413号

次の指定医療機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年8月3日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

廃	止	年	月	日	名	称	所	在	地
平成	30 (2018)	年5月	31日	ピノキオファー	マシーズ鹿沼久保店	鹿沼市久保町	1618-7	
平成	30 (2018)	年5月	31日	ピノキオファー	マシーズ鹿沼西店	鹿沼市西沢町	470	
平成	30 (2018)	年5月	31日	ピノキオファー	マシーズ東間々田店	小山市東間々	田 2 -36- 1	1
平成	30 (2018)	年5月	31日	ピノキオファー	マシーズ那須店	大田原市町島	水口前109	5-1
平成	30 (2018)	年5月	31日	ピノキオファー	マシーズ市貝赤羽店	芳賀郡市貝町	赤羽2658-	22
平成	30 (2018)	年5月	31日	ピノキオファー	マシーズ高根沢店	塩谷郡高根沢	[町光陽台 5	5丁目7番3号
平成	30 (2018)	年5月	31日	ピノキオファー	マシーズ宝石台店	塩谷郡高根沢	【町宝石台 2	2丁目5番2号

2 指定訪問看護事業者等

廃止年月日	指定訪問	看護事業者等	訪問看護	ステーション等
<u>無</u> 上十月日	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平 成 30 (2018) 年 4月30日	株式会社ウイルラ イフ	那須塩原市豊浦10-706	訪問看護ステー ション那須	那須塩原市豊浦10-706

(保健福祉課)

栃木県告示第414号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年8月3日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業	名	認	可	年	月	日
日向土地改良区	日向地区土地改良(約	持管理)事業	平成3	0 (20	18)	年7月	月18日

(農地整備課)

公 告

○事後調査報告書の提出

栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)第29条第2項の規定により事業者等から事後調査報告書(以下「報告書」という。)の提出があったので、同条例第29条の2第1項の規定により、次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供する。

平成30 (2018) 年8月3日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称

本田技研工業株式会社

(2) 代表者の氏名

代表取締役社長 八郷 隆弘

(3) 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目1番1号

- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 事業の名称

(仮称)本田技研工業新テストコース計画

(2) 事業の種類

自動車又はその部品の性能検査のために実施する試験走行の用に供するための用地の造成の事業

(3) 事業の規模

施行面積 約196ヘクタール

3 対象事業実施区域

さくら市下河戸字湯泉山1201-1 外

4 関係地域の範囲

対象事業実施区域の外周約1km

5 報告書の名称

(仮称) 本田技研工業新テストコース計画環境影響評価事後調査報告書(供用後)

6 報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

栃木県環境森林部環境森林政策課、栃木県県民生活部広報課県民プラザ室、栃木県県北環境森林事務所 環境部環境企画課、さくら市市民福祉部環境課及びさくら市市民福祉部喜連川支所市民生活課

(2) 縦覧期間

平成30(2018)年8月3日から同年9月3日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

7 その他

問合せ先 栃木県環境森林部環境森林政策課 電話028-623-3294

(環境森林政策課)

○土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年8月3日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地改良区名	役職名	退任役員 名	就任役員氏 名	住	所	退年	任月 日	就 任年月日
市 貝 町 土地改良区	理事		髙木 研一	市貝町大字市塙5190-2				平成 30 (2018). 6.21
	"		阿久津芳夫	〃 大字文谷558				"

(農地整備課)

○宅地建物取引業者の所在の申出

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知することができないので、当該宅地建物取引業者は、その所在を栃木県知事に申し出るよう宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成30 (2018) 年8月3日

栃木県知事 福 田 富 一

免許証番号	商号又は名称	氏名 (法人にあっては 代表者の氏名)	主たる事務所の所在地
栃木県知事	有限会社スマートラ	鈴木 裕司	栃木県宇都宮市兵庫塚町172番地
(2)第4820号	イフ		24

(住宅課)